

# ジョイント・フォーラム: 「業務継続のための基本原則」

決済システム・フォーラム

2005年12月21日

日本銀行 金融機構局

深瀬 鋭一郎

# ジョイント・フォーラム

- ◆ Joint Forum (JF)とは
  - ・バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)、
  - ・証券監督者国際機構 (IOSCO)、
  - ・保険監督者国際機構 (IAIS)が、業態に跨がる問題を議論する場として、1996年に設置した共同協議機関。
  - －上記の3つの業態別国際基準設定団体から各々代表者を派遣
  - －議長職はこれら3団体の回り持ち

# 金融安定化フォーラム(FSF)からの 付託

- ◆ FSFは、2004年7月に開催した業務継続ワークショップ等の結果を踏まえ、同年9月に、JFに対して「各国・各業態の業務継続体制整備への取組を確認し、基本原則策定の適否を検討して欲しい」と依頼
  - “.. The FSF Chair asked standard setting bodies or the Joint Forum to review approaches to business continuity across countries in their respective areas and consider whether there might be scope for setting out high level guiding principles.”

# 7つの原則

- ◆ 金融関係機関(金融機関、決済システム、業界団体、SWIFT等)と金融当局の双方に向けられている
- ◆ ハイレベルで大掴みな内容(細かな指示的内容ではない)
- ◆ 業務上の緊要性やリスクの程度に応じた業務継続体制の整備を慫慂
- ◆ 業務継続体制(BCM)の伝統的な考え方に立脚
- ◆ 今日のリスク環境と金融システムにおける相互依存の深化を反映
- ◆ 各国間の連絡を円滑に行うべきことを強調

# 5つのケース・スタディ

- ◆ カナダ北東部・米国大停電
- ◆ 香港の重症急性呼吸器症候群(SARS)
- ◆ トロントの SARS
- ◆ 新潟県中越地震
- ◆ ロンドン同時多発テロ

– これらの被災経験から得られた教訓はそれぞれ該当する基本原則にリンクしてある

# 原則 1 (抄訳、以下同じ)

- ◆ 金融関係機関と金融当局は、効果的・包括的な業務継続体制を構築しておく
- ◆ 取締役会と上級管理職は、業務継続に共同責任を有する

－ 全ての先が健全な業務継続体制を有すべきであり、他のリスク管理と同様に、その究極の責任は取締役会と上級管理職が負う

## 原則 2

- ◆ 金融関係機関と金融当局は、重大な業務中断を想定して業務継続体制を構築する
- ◆ 金融当局の業務継続体制には、所管分野における重大な業務中断への対応も含める
  - － 近年のように大規模災害など重大な業務中断の発生頻度が高まる中では、これらへの対応計画の策定が重要

# 原則 3

- ◆ 金融関係機関は、自らが金融システムの運営に対し与えるリスクに応じて復旧目標を設定する
- ◆ 目標は金融当局と協議の上で、または金融当局によって設定されることもあり得る
  - － 金融システムの運営のため重要なサービスを提供したり、重大なリスクをもたらしている機関は、他の機関よりも高水準の復旧目標を掲げるべき



# 原則 4

- ◆ 金融関係機関と金融当局は、重大な業務中断の場合の組織内や関係外部先との連絡体制を構築しておく
  - － 重大な業務中断の際には、危機を管理し金融システムに対する国民の信頼を維持するため、明確で規則的な内部・外部の連絡が不可欠

# 原則 5

- ◆ 金融関係機関と金融当局は、国境を越えて影響が波及し得る重大な業務中断の際に、他国の金融当局と連絡をとることも想定しておく
  - － 深まりつつある国境を越えた金融システム間の相互依存に鑑み、クロス・ボーダーの連絡が必要となり得る状況に備え、連絡手順を定めておく

# 原則 6

◆ 金融関係機関と金融当局は、業務継続計画に基づき訓練を行い、実効性を検証し、業務継続体制を更新しておく

－ 定期的なテストを通じて、要修正点を把握し、業務継続計画の実効性を確保する

# 原則 7

- ◆ 金融当局は、所管先のモニター内容に業務継続体制の審査も含める
  - － 個々の金融関係機関が業務継続体制を適切に整備することを確保する観点から、金融当局がそれらを検証する

# 市中協議

- ◆ 2005年12月20日から3カ月間(2006年3月10日まで)の実施期間<市中協議ペーパーは日本銀行ホームページ等に掲載>
- ◆ コメントは直接、JF事務局まで
  - 国際決済銀行、バーゼル銀行監督委員会気付、CH4002 バーゼル、スイス
  - 電子メール([baselcommittee@bis.org](mailto:baselcommittee@bis.org))
  - ファックス(+41 61 280 9100)
- ◆ コメント内容は非公開
- ◆ 市中との意見交換会やコンファレンスも実施の方向(詳細未定)

# コメントの際のポイント

- ◆ 常識的・専門的に見て、内容がバランスを失っていないか？
- ◆ 原則を各国・各地域で適用する最良の方法はどのようなものか？
- ◆ 近年の被災事例から得られた重要な教訓の中で、本ペーパーの本文やケース・スタディでカバーされていない論点はあるか？

# 市中協議後の日程(案)

- ◆ 2006年3月：FSF向けに報告
- ◆ 2006年6月：JFによる最終内容決定
- ◆ BCBS, IOSCO & IAISを通じて各国・各業態へ配布、適用

以上